資料１－４

困難な問題を抱える女性等への支援に関する北海道の取組

区分	事業	内容	備考
相談	女性相談支援ｾﾝﾀｰ	道立女性相談支援ｾﾝﾀｰに女性相談支援員を配置し、困難な問題を抱える女性からの相談に対応	女性相談支援員４名を配置
	配偶者暴力相談支援ｾﾝﾀｰの設置	道立女性相談支援ｾﾝﾀｰ、本庁、各(総合)振興局を、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援ｾﾝﾀｰに指定	道内16ヵ所(機関)に設置
	DV相談員の配置	各(総合)振興局に、DV相談等に係る相談員（男女平等参画推進員）を配置	各(総合)振興局に１名(計14名)を配置
	相談への対応	各配偶者暴力相談支援ｾﾝﾀｰにおいて、電話、来所によるDV相談を実施	〈平日〉9:00～17:00
		道立女性相談支援ｾﾝﾀｰは、平日夜間及び土日祝日(年末年始を除く。)の電話相談及びメール相談も実施	〈平日夜間〉18:00～20:00 〈土日祝日〉9:00～18:00
	民間ｼｪﾙﾀｰへの委託	専用電話による相談業務を民間ｼｪﾙﾀｰに委託	民間ｼｪﾙﾀｰ８ヵ所に業務委託
一時保護	被害者等の一時保護	道立女性相談支援ｾﾝﾀｰにおいて、DV被害者等の一時保護を実施	随時、一時保護を実施
	一時保護業務の外部委託	民間ｼｪﾙﾀｰ等に対して、DV被害者等の一時保護業務を外部委託	民間ｼｪﾙﾀｰ８ヵ所、母子生活支援施設等４施設に委託
自立支援	被害者等の自立支援	DV被害者等の入所による自立支援を実施	道立女性相談支援ｾﾝﾀｰ
	民間ｼｪﾙﾀｰへの委託	DV被害者等の自立支援業務を民間ｼｪﾙﾀｰに委託	民間ｼｪﾙﾀｰ７ヵ所に業務委託
機関連携	北海道困難女性等支援調整会議の開催	困難女性支援及びDV被害者支援に係る関係機関との連携協力のため、北海道困難女性等支援調整会議を設置（困難女性支援法第15条及び配偶者暴力防止法第５条の２）	R6設置 代表者会議(道庁主催)１回 実務者会議(女ｾﾝ主催)５ヵ所 個別ケース検討会議１回
	関係機関連絡会議の開催	DV施策に関する情報共有、及び機関連携による対策を推進するため、各(総合)振興局に関係機関連絡会議を設置	各(総合)振興局(渡島・檜山は合同)で開催(書面開催を含む)
研修	配偶者暴力被害者自立支援ｻﾎﾟｰﾀｰ養成支援事業（実践研修会）の開催	民間ｼｪﾙﾀｰで活動するｻﾎﾟｰﾀｰの養成及び関係機関における職務関係者のｽｷﾙｱｯﾌﾟを図るため、札幌を除く民間ｼｪﾙﾀｰ所在地７ヵ所(函館、旭川、室蘭、帯広、北見、苫小牧及び釧路市)において隔年で研修会を開催	(R6実績)胆振、渡島、上川、十勝の各総合振興局で開催 (R7予定)胆振、ｵﾎｰﾂｸ、釧路の各総合振興局で開催予定
	全道セミナー及び女性相談関係職員研修会の開催	DV被害者支援に携わる関係機関の職員等を対象とした全道セミナーを開催(道庁主催)	(R6実績)ｵﾝﾗｲﾝで開催 (R6予定)ｵﾝﾗｲﾝで開催
		女性相談支援員及びDV相談等に関わる職務関係者を対象とした女性相談関係職員研修会を開催(女性相談支援ｾﾝﾀｰ)	(R6実績) 対面開催 (R7実績) 対面開催 ※R6は北海道・東北六県女性支援研究協議会との併催。
普及啓発	相談窓口の周知	困難女性支援に係る相談窓口の周知用チラシの作成・配布及びHPへの掲載により周知	各（総合）振興局及び市町村等へ配布
	ﾊﾟﾈﾙ展の開催	女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12～25)に合わせて、ﾊﾟﾈﾙ展を開催	例年11月に開催